

45—01 P U D T

審決の手續

1. 却下決定（→44—01の2.(5)）、審判請求の取下げ（→43—01、02）、出願の放棄、取下げ及び変更（→61—05の9.）による審判の終了以外は通常、審理の終結通知を発した日から20日以内に審決がされ（特§156①、④、実§41、意§52、商§56①、§68④）、審判事件は終了する。
2. 審決には、不適法な審判請求の審決による却下（特§135、実§41、意§52、商§56①、§68④）及び本案審理を行った審決（特§156①、③、実§41、意§52、商§56①、§68④）がある。
3. 審決に記載すべき事項（特§157②、実§41、意§52、商§56①、§68④）（→45—03）
4. 審決の併合
 - (1) 当事者の双方又は一方が同一である2以上の審判については、その審理の併合又は審理の併合をしたものを分離することができる（特§154①、②、実§41、意§52、商§56①、§68④）ことから、併合審理の結果、1通の審決書で審決をすることが可能である。
 - (2) 審決の併合の場合の記載要領（→45—03の2.）
5. 審決があったときは、審決の謄本を、当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達する（特§157③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。
6. 当事者に対する提出した書面の電子データの求め（特施規§50の11）

審判官は、審決書の作成に用いるとき、その他必要であると認める場合であつて、当事者又は参加人が提出した書面に記載した内容を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む（特施規 § 27の5 ②））に記録しているときは、その当事者又は参加人に対し、その複製物の提出を求めることができる。提出に当たっては、ワード、一太郎又はテキスト形式でCD-R又はDVD-Rによる提出が望ましい。

(改訂H27.2)